

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	大和ハウス工業株式会社		
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	大阪市北区梅田3丁目3番5号		
工場等の名称	大和ハウス名古屋ビル		
工場等の所在地	名古屋市中村区平池町4丁目60番地9		
業種	建設業		
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所		
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)		
事業の概要	総合建設業		
計画期間	令和6年4月1日	～	令和9年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和6年7月25日 ～ 令和9年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	(場所) 大和ハウス名古屋ビル1階 防災センター
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	06-6342-1510、yaezawa@daiwahouse.jp		

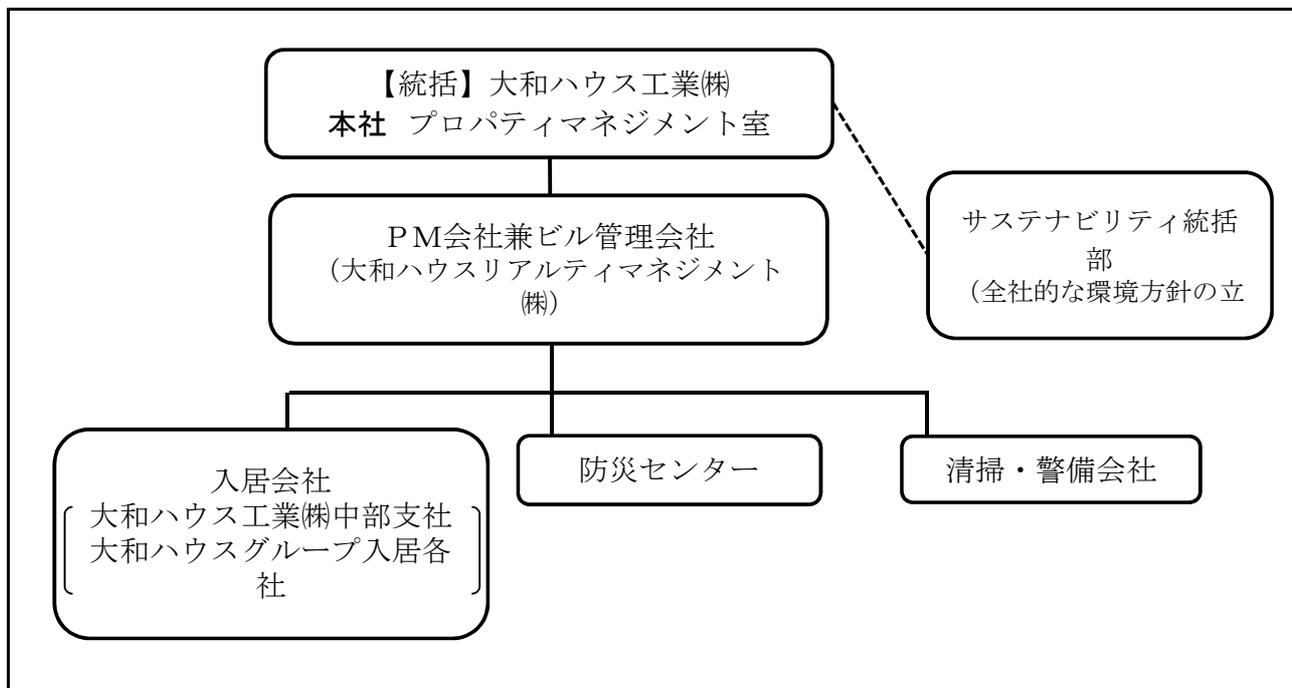
3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

大和ハウスグループでは、全ての事業活動の各段階で環境への影響を把握し、継続的に改善することにより環境負荷の低減に努めることを環境行動指針に掲げています。

当ビルにおいても、運用データ等を参考に、エネルギーの効率的な利用推進、改善を行い、環境負荷の低減を図ります。

(2) 地球温暖化対策の推進体制



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和5年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		2,450	t-CO ₂
① （温を除く 二酸化炭素 換算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑨エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑨合計）		2,450

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項目	基準年度 令和5年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和8年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量	2,450	t-CO ₂	2,450	t-CO ₂	0.0

項目	基準年度 令和5年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和8年度 目標削減率	
	原単位当たりの 排出量		CO ₂		CO ₂	

(2) 目標設定の考え方

R2年度を起点にしてソフト・ハード両面から省エネ施策を大きく展開した結果、R2年度実績4,224t-Co₂※に対してR5年度実績が3,062t-CO₂※となり、▲27.5%の大幅な削減を達成（非化石証書による電力Co₂オフセットを考慮しない数値）。省エネ施策の手詰まり感と、人員が当初約1,300名から現状1,700名超となって新規入居予定（純増）もあるなど増エネ要因が強いなか、働き方・執務環境とのバランスも考慮して現状維持目標とし、実質的な削減を図る設定と

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。
 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。
 備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の推進/冷暖房・換気①	<ul style="list-style-type: none"> ■ 長期休暇時に専有部、共用部空調をOFFにする ■ 巡回による空調の消し忘れの防止 ■ 21時以降の冷温水ポンプの運転停止 ■ 専有部内のAHU湿度運用変更（通期40～45%→夏季：55% 冬季：45%）。 ■ ナイトページ機能活用を推進。 	左記運用の継続的实施。
省エネルギー・省資源の推進/冷暖房・換気②	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共用部系統の空調機（AHU）の除湿運転を中央で適宜停止し、再熱除湿の冷温水削減。 ■ 夏季空調起動時の冷房負荷軽減。 ■ 冬季、食堂厨房内の空調を常時OFF ■ 大会議室利用時は終了15分前に中央側で強制的に空調OFF。 	左記運用の継続的实施。
省エネルギー・省資源の推進/照明①	<ul style="list-style-type: none"> ■ 長期休暇時に専有部、共用部照明をOFFにする ■ 巡回による照明の消し忘れの防止 ■ 専有部内の照度センサー活用の推進。 ■ 外や周囲が明るい場合にはオフィス内の照明出力を下げる。 ■ 共用部通路照明間引き。21時以降館内照明消灯 	左記運用の継続的实施。
省エネルギー・省資源の推進/照明②	<ul style="list-style-type: none"> ■ 長期休暇時に専有部、共用部照明をOFFにする ■ 巡回による照明の消し忘れの防止 ■ 専有部内の照度センサー活用の推進。 ■ 外や周囲が明るい場合にはオフィス内の照明出力を下げる。 ■ 共用部通路照明間引き。21時以降館内照明消灯 	左記運用の継続的实施。
省エネルギー・省資源の推進/その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 入退館時間の制限（原則7：30～21：00） ■ トイレの暖房便座、手洗いの温水を中間期（6～10月）はOFFにする ■ 給湯機を節電モードにする ■ 長期休暇時にエレベーター、自動ドアの稼働台数減。常時の稼働台数も1台減でローテーション 	左記運用の継続的实施。
省エネルギー・省資源の推進/その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 燃費管理によるエコドライブ推進を行う。 ■ 社用車のEV化を検討していく。 ■ 電力について、当社グループの発電所由来の再エネ電力のトラッキング付非化石証書によるCO2オフセットの継続。 ■ 入居者への夏季・冬季省エネ協力要請の連絡通知 	左記運用の継続的实施。

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	%

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

--

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--